

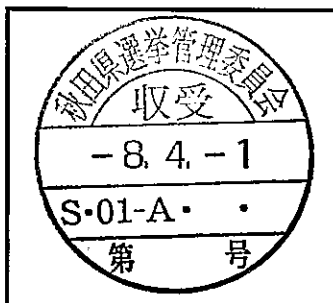
(その1)

【 令和 7 年 分 】

収 支 報 告 書

1	政治団体の名称	秋田県農協政治連盟うご支部
2	主たる事務所の所在地	〒012-1115 秋田県雄勝郡羽後町足田字泉田四十五番地の一
3	代表者の氏名	代表理事組長 佐々木常芳
4	会計責任者の氏名	小林 良子
	収支報告書作成 担当者の氏名	小林 良子
	電話連絡先	0183-62-1120

※選管受付印



※ 太枠内に必要事項を記入してください。

(※該当箇所へ☑を入れる)

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 (=政治団体以外の者が対価1千万 円以上のパーティを開催した場合)	☒ その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☒ 秋田県内	☐ 2以上の都道府県の区域等

(※前年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
(※以下は、「有」の場合のみ記載)	
公職の種類	(現・候)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名	

(※前年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る 国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る 国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項3号に係る 国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により 国会議員関係政治団体とみなされる政治団体	
公職の候補者 の氏名	
公職の種類	(現・候)

資金管理団体の指定の期間
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	A=B+C	十億 百万 千 円
(前年からの繰越額) B		26,494
(本年の収入額) C		9,485
支 出 総 額	D	17,009
翌年への繰越額	E=A-D	18,500
		7,994

←前年の「翌年への繰越額」と一致

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	十億 百万 千 円
	17,000
員数 (党費又は会費を納入した実人数)	人
	17

(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円	(※その7①に内訳を記載)
(うち特定寄附)		(※資金管理団体のみ)
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		(※その7②に内訳を記載)
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		(※その7③に内訳を記載)
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		(※その8に内訳を記載)
イ 政 党 匿 名 寄 附		(※その9に内訳を記載)
合 計 (ア+イ)		

政党(支部)以外は法人その他の団体から寄附を受けることはできません。

政治団体の本部・支部からの交付金は(その5)に計上すること。

(その6)

(6) その他の収入			
摘	要	金 額	備 考
		十億 百万 千 円	
こ	の	頁	の
1	件	10	万 円 未 満 の も の
合			計

1 件あたりの金額が10万円以上の収入は個別に記載する。
←10万円未満の収入は、一括して合計金額を「1 件10万円未満のもの」にまとめて記載する。

9
9

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		うち本部又は支部に供与した 交付金（会費等）に係る支出 （再掲）	
1 経 常 経 費	十 億 百 万 千 円		
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費			
小 計 (A)			
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費			
(2) 選 挙 関 係 費			
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 (ア ～ エ の 計)			(ア～エの計)を記載
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費			
イ 宣 伝 事 業 費			
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費			
エ そ の 他 の 事 業 費			
(4) 調 査 研 究 費			
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	8,500	8,500	農政連会費
(6) そ の 他 の 経 費	10,000		励行会
小 計 (B)	18,500		
合 計 (A+B)	18,500	「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金等に係る支出は、 (その16) 本部・支部間の交付金支出の内訳と対応する。	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 寄附・交付金 (会費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
農政連会費	十億 百万 千 円 8,500	27.5.2			
この頁の小計	8,500	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
その他の支出					
合計	8,500				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 その他の経費 ()		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
励ます会	十億 百万 千 円 10000	27.10.16			
こ の 頁 の 小 計	10,000	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付） ←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。			
そ の 他 の 支 出					
合 計	10,000				

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金（会費等）に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年 月 日	交付金等の供与を受けた本部 又は 支 部 の 名 称	主たる事務所の所在地	備 考
農政連会費	十億 百万 千 円 8500	17.5.2	秋田県農協政治連盟	秋田市八橋2-10-16	
こ の 頁 の 小 計	8,500		(その13)の「備考」欄の「うち本部又は支部に対して供与した交付金等に係る支出」について、その内訳を記載。(その14)(その15)と異なり、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出もすべて個別に記載する。		
合 計	8,500				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に☑を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を(その18)に記載する。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

(添付したものに☑をつける。)

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 1 領収書等の写し |
| ☐ | 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。) |
| ☐ | 3 確認書 (国会議員関係政治団体に限る。) ※令和8年分以降の収支報告書に添付する。 |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 3 月 27 日

政治団体の名称 秋田県農協政治連盟うご支部

会計責任者の氏名 小林 良子

※解散の場合のみ代表者の氏名を記載してください。

代 表 者 の 氏 名

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

※ 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。